

令和6年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第4回）

日時：令和6年7月23日（火）午前10時00分～

形式：対面及びオンラインの併用方式

—— 会 議 次 第 ——

- 1 環境影響評価書案に係る総括審議
多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業
- 2 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
都営狛江団地建替事業

【審議資料】

資料1 「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」

資料1－1 「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案第2回部会審議質疑応答

資料1－2 「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」に係る環境影響評価書案について（案）

資料2 「都営狛江団地建替事業」

資料2－1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

資料2－2 「都営狛江団地建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

<出席者>

会長 柳委員

第一部会長 奥委員

飯泉委員

玄委員

高橋委員

堤委員

速水委員

水本委員

横田委員

渡部委員

(10 名)

藤間アセスメント担当課長

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案
第2回部会審議質疑応答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	1	123 ページの建設作業騒音予測結果の表では、例えば準備工では、6種類の建設機械が挙げられ、それぞれ単独稼働した場合の騒音値が書かれているが、同時稼働の欄が全部ブランクとなっている。 この場合、これら6種類が動くときは全て単独稼働であって、同時に稼働することはないという見方でよいか。 同時稼働に数値が入っていれば同時稼働するという見方でよいか。それと、主な建設機械は複数台稼働することはなく、それぞれ常に1台ずつの稼働ということか。	同時稼働しないという想定で予測している。 基本的にはその通りである。	5/14 部会にて回答
		他のアセス資料では、建設機械の位置や予測地点を平面図に示すことが多いが、本件は平面図がなく、予測地点と距離が分かる資料だけとなっている。平面図が無い理由も同時稼働が殆どないとの理由からか。 21 ページの親杭打設の図では、アースオーガとラフタークレーンが同時稼働している。123 ページの表ではこの機械は単独稼働となっているが、同時稼働ではないか。 そうすると、この図が整合していないように見えるので、注釈など入れたほうが読者に分かり易い。	基本的にはそのとおりである。21 ページからの代表的な施工イメージ図で、側面図、平面図を示している。 アースオーガは杭を削孔するもので、ラフタークレーンは削孔後、鋼材を吊り下ろす作業を行うため、連続するが同時作業ではない。 より分かり易い表記に追記をさせていただきます。	
騒音・振動	2	建設機械騒音予測式の指数表記が正しく書かれていない。10の指数として表記できるようであれば直していただきたい。	修正する。	5/14 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	3	モノレールの走行騒音の予測結果について、事業者としては、評価の指標と比較して予測値が小さいから問題ないという認識であるか確認したい。 モノレールの走行騒音について、高さ方向の予測結果が資料編に載っているが、予測結果のみで評価指標との比較がないが、評価書案に記載の評価の指標より小さいから問題ないとの認識であるか確認したい。 高さ方向も問題ないということでした了解したが、例えば 32m の高さで昼間 52 dB という値が出ている。この高さになると、車の走行騒音が減衰するので相対的にモノレール騒音のほうが高くなる可能性もあり、そういう点に留意して必要に応じた対策をお願いします。 (コメント)	予測値について、完了後の評価が低いということでは記載の通り。 資料編では、高さ方向の調査結果を踏まえ、代表的な地点で予測を実施しており、その結果でも基準を満足するという内容で書かせてもらった。	6/25 部会にて回答 総括審議事項へ
		工事に関しては、騒音・振動について評価の指標を下回っており、おそらく大丈夫だと思うが、夜間工事もあるということで、夜間工事のときにどのくらいの騒音・振動レベルになるか、データがあれば教えていただきたい。 仮に夜間工事からの騒音・振動が昼間と同じだとすると、夜間は静かな環境を期待するので、苦情も出やすいと思う。昼間に比べ十分すぎる配慮が必要となると思うが、どのような配慮を考えているのか。 夜間工事は住民への影響が大きいので、工事内容、期間など十分に周知していただきたい。また、工事の安全面にも配慮していただきたい。	建設機械の稼働に関しては、昼夜とも同じ原単位で予測しており、夜間工事に限った予測結果というものは無い。 新青梅街道については工事中も片側 2 車線を確保する予定だが、車線規制を伴う工事の場合に限り夜間工事を実施する。夜間工事を行う際は、可能な限り作業が少なくなるよう施工計画を検討し、近隣住民及び関係機関に対し、工事期間、内容について事前に周知して、騒音・振動を最小限にとどめるなど環境保全の措置に努めたいと考えている。 高さ方向の騒音について、事業を進める中で留意していく。また、夜間工事についても周辺住民に配慮した施工方法を工夫していく。	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
日影	1	日影規制を超える地域があり、日影の超過する地域の住民の方と何かやり取りをされているという理解でよいか。 今示している結果は、検討後の改善した後の案か、もしくは元の案での結果か。 区間ごとの日影評価の結果では、ほぼ全ての区間で基準を超えている地域がある。基準を超えている地域については必ず何かしらの対策が必要であり、この地域に含まれる方々とのやり取りは絶対に必要と思っている。(コメント)	一般軌道部と駅舎部の一部で規制時間を超える日影が生じる。住民の方へは、評価書案説明会で規制基準を超える予測があることを説明し、措置として、構造物高さなどに配慮した設計を行うことを説明している。 形状については若干変更となる可能性はあるが、基本的には評価書案記載の構造を基本として検討している。 ただし、高さなどに配慮して、無用に日影を生じさせないように配慮していく。	5/14部会にて回答 総括審議事項へ
日影	2	資料を見ると、計画地の北側は準住居地域だが低層の住宅が多く、近いところまで住宅が建てられており、ここに住んでいる方々は日影の影響を大きく受けることになる。また日影図では、計画敷地境界の内側にも既存の住宅、建物が入っており、日影の問題が懸念される。これについてどのように考えているのか。 準住居地域の日影の基準高さは4mだが、基準を満たしても、低層住宅で生活している方には実際の条件が違うので基準との間にギャップが生じる。周辺の方への説明では、ぜひ注意を払いながら説明、交渉など必要な場合であれば進めていただきたい。(コメント)	モノレールは、駅の一部を除き日影規制の対象外だが、規制に準拠すると規制時間を超える地域が発生する。規制基準を超える住宅に対してはビラなどの配布により周知するなど丁寧な説明を心掛けていきたいと考えている。また、地元住民への周知は工事説明会などの機会を利用し、基準内の地域の方々についても丁寧な説明をしたいと考えている。 一点鎖線で示す部分は道路区域に入るので、用地取得を行い、住宅については撤去することとなる。	5/14部会にて回答 総括審議事項へ

日影	3	計画地周辺には、特に配慮すべき施設や公園があるが、計画地近くに位置する施設であれば、天空写真を撮り評価することが必要と思うがいかがか。 もし天空写真を撮って評価しているのであれば、文章で記述するだけより明確で分かり易い。特定の施設について調査しているようであれば天空写真も載せたほうがよいと思うが。 配慮すべき施設が計画地近くに位置していれば、特定の場所に絞って評価するのもいいのではないかと考えている。もし近くにあるようであれば、後から追加することも検討していただきたい。 評価書案に記載の方法で評価は結構だと思うが、等時間日影図は冬至日における評価であり、天空写真による調査はより配慮すべき施設を選定して行う評価となる。これは、どちらかを選択ではなく、全般的なことを把握した上で、配	特に配慮すべき施設の事例については182ページに記載のとおり1時間から2時間の日影が生じるが、規制時間を超える日影は生じないとの予測となっている。 本調査では天空写真は撮っていない。配慮すべき施設については、時刻別日影線図からシミュレーションして結果を出している。 特定の場所での日影については天空写真がよく分かるが、今回、全線の日影の影響を予測したので、個々の施設での天空写真は撮らず、全線をシミュレーションする手法で予測している。 指摘の部分については、天空写真を撮っていないという部分はあるが、事業を進めていく中で、事後調査においてその部分は確認していきたい。 (回答補足) 事後調査時の調査方法については、東京都環境影響評価事後調査基準に基づき、評価書案に記載した、時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法とする。 なお、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設へは、規制時間を超える日影は生じないと予測されている。 地域住民に対しては、工事説明会等の機会を利用し、日影の影響について、丁寧な説明をしたいと考えており、さらに、規制時間を超える地域の住民に対しては、個別で、より丁寧な説明を心掛けていきたいと考えている。 特に配慮すべき施設については、比較的新青梅街道に近いところにあり、新青梅街道があるため近くに日影を及ぼすような建物はあまりなく、日影の影響は、ほぼモノレールによる影響となっている。また、冬至日での日影の影響を予測する	5/14 部会にて回答 6/25 部会にて補足説明 6/25 部会にて回答
----	---	---	--	--

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
日影	3 (続き)	慮すべき地点において評価を行うという趣旨であり、規制を超える日影は生じないということであるが、特に近傍の配慮すべき施設であれば天空写真を追加したほうがよりよいのではないかと。 また、施設には、他の建物による日影が生じる可能性もあるので、モノレールによる日影と他の影響によるものをはっきりしたほうがより理解を得やすく、事業を進める上でよりよいのではないかと考えている。 配慮すべき施設に関する他の、一般の住民の方に対する対応もしっかり行っていただきたい。	中で、それぞれの配慮すべき施設については1～2時間程度の日影が生じる結果であり、春秋分や夏至の時期では、ほぼ影響が無いような状況が予想されるため、天空写真によらず、時刻別日影図、等時間日影図でしっかり説明することで問題はないと考えている。 補足の説明で述べたように、まず工事説明会等でしっかり説明を行う。また、日影が生じる場所は個別に対応し、説明を尽くしていく。場合により、国の基準に基づき対策等の協議を関係人と進めていく。	
景観	1	眺望地点について、狭山丘陵側からの地点はあるが、東側及びモノレールを介して狭山丘陵の眺望が妨げられるという影響から南側から見上げる地点を検討する必要があるのか。 景観の重点地区となっている狭山丘陵の山並みがどのように遮断されるかは重要な視点と思うので、地点について継続的に調べていただきたい。(コメント)	眺望点については、調査計画書の段階で既存資料等から地域景観と主要な眺望地点選定した経緯がある。その中で、見晴らしのいい眺望点が瑞穂町、武蔵村山市の西側に集まっていたことからこの調査地点となった。 南側については、市街地が密集しており、重なりが予測される眺望点が見受けられなかったため選定していない。	5/14 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
景観	2	景観調査地点では、N o. 7 駅以外直接駅舎が見える地点の選定はないが、何か理由があれば教えていただきたい。 他の駅もN o. 7 駅のような建物が建てられるとの理解でよいのか。 地点6のフォトモンタージュでは駅舎が認識できなかった。駅が分かるようにして頂けると助かる。(コメント)	調査地点については、調査計画書の段階で記載の12カ所について調査する形で進めてきた。 少し離れてはいるが、215ページ地点6のフォトモンタージュにも駅舎が入っている。 評価書案16ページから19ページに駅舎の構造図を示した図を記載している。N o. 7 駅は横田基地の関係で少し低い形状となっており、他の駅とは構造が違う。 駅のデザインについてはこれから検討していくが、イメージ等が固まればそれを図面等で示し、写真に併せた形で工事に先立つ説明会などでの資料として準備していきたい。	5/14部会にて回答
史跡・文化財	1	新たな埋蔵文化財が確認された場合適切な保全に努めるとの説明があったが、対応の内容について教えていただきたい。 関係2市1町との事前協議は行っているのか。 「周知」と「埋蔵文化財が無い」というのは違うが、周知の埋蔵文化財は存在しないとの回答が得られていて、かつ、不時発見の可能性も想定されているとの認識でよいのか。	新たな文化財等が発見された場合、関係市町の教育委員会を通じて届出を行うことを考えている。 事前協議は行っており、周知の埋蔵文化財は存在しないとの回答を得ている。 その通りである。	5/14部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
廃棄物	1	掘削土の運搬計画では、一時仮置きについてきちんと管理することが述べられているが、道路沿いの場所の工事であるので、リサイクルのための一時保管場所をどこに設け、あるいは移動させながら進めていく方式なのか、伺いたい。 埋戻しに使用する土砂は一時仮置きすることとなっているが、その場合の管理について伺いたい。	掘削したものについては、その都度、発生土再利用センター他の機関に運搬することは基本的に考えられるが、どこか仮置き場を設け、一時集積して運搬することも考えられる。 一時仮置きする場合は飛散防止シートを使い、飛散防止策を講じていく。	6/25 部会にて回答
その他 (選定外項目 水質汚濁)	1	雨水、運搬車両のタイヤに付着した泥土の除去水は「工事区内で浸透処理」と書かれているが、土壌浸透させるのか。 であれば、工事排水も浸透処理されるように誤解されるので、記載を修正していただきたい。 本事業では、残堀川を横断する地点があり、このような地点では、雨水の浸透水も含め、汚水が入らないよう注意していただきたい。河川への汚水流入対策はあるか。 水質のモニタリングの計画はあるのか。	雨水は浸透処理し、タイヤに付着した泥土除去水は沈殿槽等を用いる計画である。 評価書の段階で適切に修正する。 工事用排水等は直接流さず、適正に処理する計画を策定し、十分配慮していく。 河川の改変等はなく、泥水を放流するものではないのでモニタリングの計画はない。	5/14 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (選定外項目 生物・生態系)	1	沿道植生図から、軌道周辺に緑地や農地が結構分布しており、このような環境は、おそらく生物が移動するとき立ち寄りながら南北に移動するルート上にあると思う。項目選定しない理由が緑地を通過しないというものだが、生物の移動経路を考えると、影響が少ないと考えられる理由を説明する必要があると思うが。 道路区域に入る部分は用地買収するという話があったが、周りの土地、駅周辺などの改変はないという前提なのか。	調査計画書段階に議論があったところだと思うが、現状では新青梅街道沿いをほとんど通過するので、生物・生態系に影響を及ぼさないと考えられるということで書いている。 一部重要種が確認されている残堀川を横断するが、河川を改変しないことから生物・生態系に影響を及ぼさないと考えられるといった議論で、項目選定しなかった経緯がある。 モノレール事業では周辺の改変は計画に入っていない。他の事業者が独自に駅周辺に駐車場などを設けるといったことは考えられるが、そこについてはアセスの対象外と考えている。	5/14 部会にて回答
その他 (選定外項目 温室効果ガス)	1	駅の供用について、駅の機能によって使う駅自体の電力消費量と、それに伴うCO₂発生量の予測値などあれば教えていただきたい。また、温室効果ガス削減取組などあれば教えていただきたい。 空調機などの設備から算出することは難しいのか。 具体的に計画や設計が決まり、機器が選定されCO₂発生量などが算出できるようになったら情報を公表していただきたい。 また、モノレール走行に伴うCO₂発生量予測値も今後の図書などに記載しておくが良い。	既存各駅での電力消費量についての数値はないため、新駅での電力消費量の試算は出来ない状況である。 現段階では、どのような設備になるか決まっていないので難しい。 冒頭の事業者説明で述べた延伸区間のモノレール走行に伴うCO₂排出量(年間約1,900t)については、あくまで既存区間での走行を基に単純に距離の比率から算出しただけなので、どこまで記載できるか検討させていただきたい。	5/14 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (選定外項目 温室効果ガス)	2	既存駅でのエネルギー消費量についてデータは把握されていないのか。 エネルギーマネジメントを適切にやっていく上では、そういう情報を把握、整備していくことが望ましいと思う。アセスとは異なる話かもしれないが、試みてはどうか。(コメント)	会社全体での使用量は分かるが、駅単体での電力使用量は把握していない。	5/14 部会にて回答

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」に係る環境影響評価書案について（案）

第 1 審議経過

本審議会では、令和 5 年 12 月 20 日に「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、事業段階関係市町長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

施工計画では、軌道桁の架設等一部の工種で夜間工事が予定されていることから、近隣住民に対し、夜間工事の実施期間、内容等について十分な事前周知を図るとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動による影響の低減に努めること。

【日影】

等時間日影図によれば、駅舎部および軌道部の一部の区間で日影規制の時間を超える日影が生じる地域があることから、モノレール施設の構造及び高さへの配慮を検討するとともに、影響を被る関係者との協議においては、影響の程度や対策について、資料などを用いて分かり易い説明に努めること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 5 年 12 月 20 日	評価書案について諮問
審議会	令和 6 年 3 月 22 日	現地視察
部 会	令和 6 年 5 月 14 日	質疑及び審議
部 会	令和 6 年 6 月 25 日	質疑及び審議
部 会	令和 6 年 7 月 23 日	総括審議
審議会	令和 6 年 7 月 30 日	答申（予定）

※都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催されなかった。

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和6年7月23日

(事業名称) 都営粕江団地建替事業

1 選定した環境影響評価の項目 10項目 (選定した理由 p. 84～86)

大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス

【大気汚染、騒音・振動 共通】

事業の基本計画では、計画戸数の25%以上の駐車場を新たに設ける計画であり、入居者の利用が基本となるため、建替前の交通量と大幅な変化はないとの理由で、予測事項としていないが、新たな車両の発生集中による周辺交通量の変化が不明確であり、これらを明らかにした上で、必要な場合、関連車両の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動の影響について予測・評価を行うこと。

【騒音・振動】

施工計画では、全体を5期に区分して工事を実施し、建設機械の稼働に伴う騒音・振動の影響については、各工期、工区毎に予測・評価を行うとしていることから、工期ごとに選定した各地点における建設機械の種類、台数、配置等予測条件について十分に検討し、周辺への影響を適切に予測・評価すること。

2 選定しなかった環境影響評価の項目 7項目 (選定しなかった理由 p. 87～88)

悪臭、水質汚濁、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、風環境

意見なし

3 都民の意見書及び周知地域市長の意見

別紙のとおり

「都営狹江団地建替事業」環境影響評価調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域市長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
周知地域市長からの意見	2 件
合 計	2 件

2 周知地域市長からの意見

【狹江市長】

1 調査計画書全般について

- (1) 本事業は、団地の建替であって、周辺地域への環境影響を最小限に止め、周辺環境との調和を図り、環境影響評価の項目として想定される項目について適切な評価・検討が行われるよう要望する。
- (2) 工事中及び工事完了後も含め、本事業に関する苦情や要望を受け付ける窓口を設置し、誠実かつ適切に対応されることを要望する。

2 選定した環境影響評価項目について

(1) 大気汚染

浮遊粒子状物質については、一次生成物質のみを予測の対象としているが、二次生成物質などについても予測及び評価する項目として検討すること。

(2) 騒音・振動

- ・工事期間中の騒音・振動については、周辺への影響が大きいため、騒音規制法、振動規制法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の基準に適合させるだけでなく、より環境改善に資するよう検討すること。
- ・低周波騒音について、市民によっては心身に係る不安があるため、低周波騒音について予測及び評価する項目とすること。

(3) 土壌汚染

土壌汚染の対象物質を明らかにすること。

(4) 日影

既存建築物と計画建築物との比較など、具体的でわかりやすい計画内容の説明を行い、地域住民の理解を得るよう努めること。

(5) 景観

地域景観の特性を考慮し、適切な時期に予測及び評価を行うこと。

(6) 廃棄物

既存建築物の解体工事に伴い石綿含有廃棄物が排出される場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、分別、保管、収集・運搬、処分等を適正に行い飛散防止等の徹底を図ること。

(7) 温室効果ガス

- ・当市では狛江市環境基本計画に基づき、環境保全及び二酸化炭素排出削減に取り組んでおり、本事業に当たっては、可能な限り環境への影響を低減するよう十分な配慮をもって施工すること。
- ・計画建築物の建設にあたっては、温室効果ガスの排出抑制及び再生可能エネルギーの創出に取組み、努力すること。

【調布市長】

- 1 市民の意見が今後提出された場合は、東京都において内容を精査した上で、十分な対応をお願いする。
- 2 当該事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を、計画地から周囲500mとし、調布市国領町四丁目の一部、国領町七丁目の一部、国領町八丁目の一部、菊野台二丁目の一部、菊野台三丁目の一部、染地三丁目の一部としているが、その他、調布市民にも影響を及ぼすと考えられるので、適時、調布市にも情報を提供すること。
- 3 一般項目及び環境項目については、調査・予測・評価の実施に際して様々な視点に配慮することをお願いする。
- 4 選定しなかった項目（悪臭、水質汚濁、地盤、地形・地質、水循環、生物・生

態系、風環境)については、今後、事業の進捗により新たに選定の必要が生じた場合は、適宜対応することをお願いする。

- 5 調査データについては、求めがあれば必要に応じて公開、公表等出来るよう、事業者へ指導をお願いする。

「都営粕江団地建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第1 審議経過

本審議会では、令和6年6月7日に「都営粕江団地建替事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

事業の基本計画では、計画戸数の25%以上の駐車場を新たに設ける計画であり、入居者の利用が基本となるため、建替前の交通量と大幅な変化はないとの理由で、予測事項としていないが、新たな車両の発生集中による周辺交通量の変化が不明確であり、これらを明らかにした上で、必要な場合、関連車両の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動の影響について予測・評価を行うこと。

【騒音・振動】

施工計画では、全体を5期に区分して工事を実施し、建設機械の稼働に伴う騒音・振動の影響については、各工期、工区毎に予測・評価を行うとしていることから、工期ごとに選定した各地点における建設機械の種類、台数、配置等予測条件について十分に検討し、周辺への影響を適切に予測・評価すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和6年6月7日	調査計画書について諮問
部 会	令和6年7月23日	環境影響評価の項目選定及び項目別審議 【選定した環境影響評価の項目】 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス 【選定しなかった環境影響評価の項目】 悪臭、水質汚濁、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、風環境 総括審議
審議会	令和6年7月30日	答申(予定)